

**子育て応援パスポート協賛店・子育て応援駐車場の新規開拓及び子ども・子育てサポート施設の情報収集等業務委託に係る公募型プロポーザル審査会評価要領**

1 件名

子育て応援パスポート協賛店・子育て応援駐車場の新規開拓及び子ども・子育てサポート施設の情報収集等業務

2 内容

子育て応援に協力する施設・事業所等の新規開拓及び子育て当事者が必要とする情報の収集を行い、安心して子育てできる環境整備、子育て世帯の負担軽減を図るための業務を委託する。

3 条件

子育て応援パスポート協賛店・子育て応援駐車場の新規開拓及び子ども・子育てサポート施設の情報収集等業務仕様書による。

4 審査委員

別に定める者（鳥取県職員以外の有識者を含む5名以内。）

5 評価基準

それぞれの審査委員が、別紙審査表に基づき、下記の評価項目の評価の視点ごとに5段階で評価を行い、その評価点に「配点」欄の括弧書きで記載する倍数を乗じたものの合計点(100点満点)をその提案者の得点とする。審査委員の合計得点で最も高い得点を得た者から順位を付けるものとする。

評価項目	評価の視点	配点
目的・趣旨	事業の目的・趣旨を正しく理解し、反映されているか。	10点 5(×2)
業務遂行能力・事業実施体制	スタッフ（責任者を含む。）の配置、実施体制、スケジュールの設定等は適正であるか。	15点 5(×3)
	過去に本業務と同様又は類似の業務実績がある等業務遂行の信頼度は高いか。	10点 5(×2)
企画提案に関する事項	新規開拓及び情報収集の目標数値の設定について、目標数値達成の可能性を裏付ける根拠が示され、当該根拠との整合性が取れているか。	15点 5(×3)
	新規開拓及び情報収集の目標数値を達成するための交渉効果を高める工夫や独自性はあるか。	25点 5(×5)
	子育て当事者の利用が見込まれる施設・事業所等の例示は業務目的の意図を理解されたものであるか。	15点 5(×3)
見積内容	適切な見積り内容となっているか。	10点 5(×2)
合計		100点

※評価基準は次のとおりとし、絶対評価により整数で評価する。

鳥取県の予算額を超える見積額を提示した場合は失格とする。

1点	2点	3点	4点	5点
非常に劣る	劣る	標準的である	優れている	非常に優れている

6 最優秀提案者の選定方法

原則として、5により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。

なお、得点が同数だった場合、審査委員の合議により最優秀提案者を選定する。

7 審査に関する公正の確保等

審査委員は、応募者と直接の利害関係があるときは、自らその関係について申し出るものとし、審査に参加することができない。